写

事　務　連　絡
令和８年 10 月 22 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）薬務主管課　御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第５項第３号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第 376 号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html）において掲載することとしております。

埼玉県
収受
’26.10.23
薬務課

（別　表）

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）
ビラスチン	ビラノア N	大鵬薬品工業株式会社	令和８年 10 月 22 日	安全性等に関する製造販売後調査期間（３年又は同一性を有すると認められた品目の残余期間）